

1. 教育・保育・子育て支援にかかる各事業の内容の詳細について

■教育・保育事業

施設・事業名	内容
幼稚園（市川市においては、私立：3年保育、公立：2年保育）	学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設です。
私立幼稚園の預かり保育	通常の就園時間を延長して預かる事業です。定期的な就労を支援するもの、リフレッシュのためのものの2種類があります。
認可保育所	国が定める最低基準に適合した施設で都道府県の認可を受けた、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設です。
認定こども園	幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設です。 「幼稚園に保育施設の機能が加わったもの」と「保育施設に幼稚園の機能が加わったもの」があります。
家庭的保育	保育者の家庭等で子どもを保育する事業です。
事業所内保育施設	企業が主に従業員用に運営する施設です。問13は従業員でなくても利用できるという想定でお答えください。
自治体の認証・認定保育施設	認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設であり、現在市川市内にはありません。
企業主導型保育施設	企業主導型保育事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育てとの両立に資することろ目的として内閣府が推進している事業で、認可外保育施設に位置付けられます。
その他の認可外の保育施設	簡易保育園などの施設です。
居宅訪問型保育	ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業です。
小規模な保育施設	国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人の保育施設です。

■子育て支援事業

施設・事業名	内容
親子つどいの広場	主に0歳～3歳までのお子さんと保護者、妊婦さんが、ふらっと立ち寄って遊んだり、お友達作りや情報交換ができる施設です。利用料はかかりません。
地域子育て支援センター	主に0歳～就学前までのお子さんと保護者、妊婦さんが、楽しく遊んだり、情報交換したり、自由に利用できる施設です。利用料はかかりません。
こども館	赤ちゃんから高校生まで、18歳未満の市民なら誰でも遊ぶ事ができる施設です。利用料はかかりません。
ファミリー・サポート・センター	育児の支援をしたい会員、育児の支援を受けたい会員、両方を利用したい会員を組織化し、子育てに関する人と人との相互援助活動として、保育園・幼稚園・放課後保育クラブへの送迎・送迎後の預かり等のサポートを行います。
病児・病後児保育	子どもが病気になった際に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業です。
一時預かり	保育所などで一時的に子どもを保育する事業です。
休日養護・夜間養護 (トワイライトステイ)	国府台母子ホームで子どもを預かる事業です。 夜間養護：18時～22時 休日養護：7時～18時の間で概ね8時間
こどもショートステイ	国府台母子ホームで一定期間（原則7日間以内）子どもを預かる事業です。
放課後こども教室	学校施設などを利用した子どもの居場所です。地域の人々とのふれあいや異年齢交流による生活体験を通して、子どもの健全な育成を図ります。子どもたちはスタッフが見守る中、いろいろな遊びをします。保護者の就労の有無にかかわらず、すべての小学生が利用でき、利用料はかかりません。
放課後保育クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、支援員の下、子どもの生活の場を提供するものです。小学1～6年生が対象です。

2. 利用料（保育料など）の概要（令和5年11月現在）

（1）市川市立幼稚園

無料です。ただし教材費などの集金があります。

（2）私立幼稚園・認定こども園

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園・認定こども園の保育料は無料です。

移行していない幼稚園の保育料は、園によって異なりますが、幼児教育・保育の無償化の制度により、月額 25,700 円まで補助されます。

無償化の対象になるためには、住民票がある自治体で事前に「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

（3）認可保育所

第1子にかかる保育標準時間の0歳児～2歳児クラスの保育料については月額0～70,000円、保育短時間の保育料については月額0～68,600円です（所得によって保育料は変わります（詳細は4ページ））。第2子以降については、市川市内に住み、同一世帯のお子さんが2人以上いる場合、認可保育所に在籍する子の保育料は無料となります。

（4）家庭的保育

保育所保育料と同じです。

（5）認可外保育施設（簡易保育園）

○保育料：事業者と利用者の自由契約によるため市は設定していません。

○市からクラス年齢や世帯状況等に応じた保育料補助が支給されます。

名称	対象	補助金額
簡易保育園保育料補助金	0～2歳児クラスで保育の必要性がある方 (非課税世帯を除く)	世帯の所得に応じて 月額 21,000 円～ 28,000 円
子育てのための施設等利用給付	3～5歳児クラスで保育の必要性がある方	月額 37,000 円
	0～2歳児クラスで保育の必要性がある方 (非課税世帯)	月額 42,000 円
簡易保育園保育料補助金 (第2子以降補助)	0～5歳児クラスで保育の必要性があり、市川市に住む同一世帯のお子さんのうち第2子以降の方	通常の補助金額に加え、月額 25,000 円

簡易保育園保育料補助金を受けるためには補助金の交付申請をする必要があります。

無償化の対象となるためには、住民票がある自治体で事前に「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

(6) ファミリー・サポート・センター

区分	お礼の基準の額
月～金曜の午前7時～午後8時まで	500 円／1 時間
土日祭日及び年末年始並びに上記以外の時間	600 円／1 時間

(7) 一時預かり事業

	年齢	利用料金
利用料	3 歳未満児クラス	300 円／1 時間
	3 歳以上児クラス	200 円／1 時間
昼食料	300 円／1 回	

(8) 休日養護・夜間養護・こどもショートステイ事業（短期入所）

区分	一般世帯	市民税非課税世帯
休日養護	1,400 円	350 円
夜間養護	800 円	350 円
短期入所 2 歳未満	5,500 円	1,100 円
短期入所 2 歳以上	2,850 円	1,100 円

(9) 放課後保育クラブ

○児童 1 人当たり月額 8,000 円

○同一世帯で、複数利用する場合、2 人目から 4,000 円

○おやつ代月額 2,000 円

【保育施設利用者負担額(月額)】 ※0歳児～2歳児クラス

令和5年10月分からの利用者負担額となります。
令和5年9月までの利用者負担額についてはお問い合わせください。

(単位:円)

在籍児童の属する世帯の階層区分			保育標準時間の利用者負担額(月額)			保育短時間の利用者負担額(月額)		
			第1子	第2子以降	国基準利用者負担額(参考)	第1子	第2子以降	国基準利用者負担額(参考)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯		0		0	0		0
B	A階層を除く市区町村民税非課税世帯		0		0	0		0
C	市区町村民税の所得割課税世帯	市区町村民税の所得割額						
		1 ~ 16,200円 未満	7,800			7,500		
		2 16,200円 ~ 32,400円 未満	8,800		19,500	8,500		19,300
		3 32,400円 ~ 48,600円 未満	9,800			9,500		
		4 48,600円 ~ 54,600円 未満	17,000			16,400		
		5 54,600円 ~ 60,600円 未満	19,500			18,900		
		6 60,600円 ~ 72,700円 未満	22,500		30,000	21,800		29,600
		7 72,700円 ~ 84,800円 未満	25,000			24,200		
		8 84,800円 ~ 97,000円 未満	28,000			27,100		
		9 97,000円 ~ 121,000円 未満	33,000			32,000		
		10 121,000円 ~ 145,000円 未満	38,000		44,500	36,800		43,900
		11 145,000円 ~ 169,000円 未満	41,000			39,700		
		12 169,000円 ~ 185,000円 未満	47,000			46,000		
		13 185,000円 ~ 201,000円 未満	50,000			49,000		
		14 201,000円 ~ 217,000円 未満	51,000			49,900		
		15 217,000円 ~ 233,000円 未満	52,000			50,900		
		16 233,000円 ~ 250,000円 未満	53,000		61,000	51,900		60,100
		17 250,000円 ~ 267,000円 未満	54,000			52,900		
		18 267,000円 ~ 284,000円 未満	55,000			53,900		
		19 284,000円 ~ 301,000円 未満	56,000			54,800		
		20 301,000円 ~ 333,000円 未満	62,000			60,700		
		21 333,000円 ~ 365,000円 未満	63,000		80,000	62,000		78,800
		22 365,000円 ~ 397,000円 未満	64,000			63,000		
		23 397,000円 ~ 550,000円 未満	68,000			66,800		
		24 550,000円 以上	70,000		104,000	68,600		102,400

※ この表中の「第2子」は、「第1子」の年齢を問いません。

※ ひとり親世帯及び在宅障がい児(者)世帯のうち一定の条件を満たす場合には、この表に記載された金額から減額される場合があります。